

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市使用済自動車等海上輸送補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助、協調事業補助）
補助の概要	使用済自動車の処理に係る最終所有者の負担軽減を図り、適正かつ円滑な引渡しを促進することを目的に、使用済自動車及び解体自動車を引き渡すために行う市外への海上輸送等に対して、経費の一部を補助する。
補助事業者	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者
補助対象経費	使用済自動車等を市外へ海上輸送する片道分の経費
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>補助対象経費の8割以内の額</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>補助対象経費の8/10以内</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p> <p>公益社団法人自動車リサイクル促進センターからの財源充当があるため。</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>車両の保有状況と使用年数（見込み）から翌年度に廃車し海上輸送される台数を予測するため。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>引取業者に限られるため直接案内する。</p>
事業担当 (担当部署) (電話番号)	<p>生活環境課 クリーン推進係</p> <p>0259-63-3113</p>